

東庄町地域防災計画

資料編

令和 7 年 3 月

東庄町防災会議

一 目 次

第5編 資料編	1
1. 災害協定	3
1-1 協定先一覧	3
2. 事務関連	7
2-1 各課の動員計画	7
2-2 東庄町議会災害対策行動マニュアル	8
2-3 防災関係機関連絡先	10
3. 災害危険箇所	12
3-1 急傾斜地崩壊危険区域	12
3-2 土砂災害警戒区域等	13
3-3 土砂災害警戒区域指定地一覧表	14
4. 医療、救急関連	17
4-1 千葉県救急告示医療機関（香取海匠）一覧	17
4-2 香取郡市内医療機関一覧	17
4-3 香取郡市内薬局一覧	19
5. 避難施設等	21
5-1 指定緊急避難場所	21
5-2 指定避難所	21
5-3 福祉避難所	22
5-4 二次避難所	22
5-5 災害時用公衆電話（特設公衆電話）	24
5-6 救援物資（一般）一時保管候補施設	24
5-7 救援物資（医療）一時保管候補施設	24
5-8 遺体安置施設	24
6. 輸送関連	25
6-1 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧	25
7. 条例	26
7-1 防災会議条例	26
7-2 災害対策本部条例	28
8. その他	29
8-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	29
8-2 被害状況判定基準	34

第 5 編 資料編

1. 災害協定

1-1 協定先一覧

	協定の名称	相手方等	締結年月日	担当	概要
1	消防相互応援協定	香取広域市町村圏事務組合と鹿島南部地区消防事務組合	平成18年8月31日	消防本部	消防組織法 39 条に基づく相互応援協定
2	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	東庄町 L P ガス組合	平成25年11月1日	総務課	応急生活物資等(カセットコンロ、ガスボンベ、液化石油ガス)の供給を要請することができる
3	災害における応急対策業務に関する協定	東庄町建設業災害対策協力会	平成23年12月15日	総務課	応急対策業務(障害物の撤去作業及び道路の応急復旧作業並びに資機材等の調達等)について協力を要請できる
4	大規模災害時における相互応援に関する協定	長野県飯綱町	平成23年11月3日	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
5	全国醤油産地市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定	全国醤油産地市町村協議会加盟市町村のうち災害時相互応援協定参加市町村	平成24年12月26日	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
6	大規模災害時における相互応援に関する協定	埼玉県志木市	平成25年7月30日	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
7	大規模災害時における相互応援に関する協定	神奈川県足柄上郡大井町	平成26年8月4日	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
8	災害時相互応援協定	埼玉県比企郡滑川町	平成27年10月22日	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
9	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	平成27年11月26日	総務課	(1)食料品・飲料品・日用品等の物資を要請することができる (2)店舗営業の継続または早期営業再開を要請できる
10	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社千葉総支社	平成27年12月1日	総務課	広告付避難所等電柱看板の提出のために必要な情報を提供することで、避難所等を案内表示する
11	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	平成28年6月21日	総務課	災害時に認定調査等の実施について協力を要請することができる

第5編 資料編

12	災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人香取郡市医師会	平成29年1月24日	総務課	医療救護活動を実施するにあたり、看護師等の医療救護班の編成・医師の派遣を要請できる
13	災害時の医療救護活動等に関する協定	香取郡市薬剤師会	平成29年1月24日	総務課	医療救護活動を実施するにあたり、医療救護活動への薬剤師の派遣を要請できる
14	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成29年3月1日	総務課	福祉用具等物資の優先供給について協力を要請できる
15	停電時等における東庄町防災行政無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	平成29年6月19日	総務課	防災無線を通じて停電情報の提供を行い、町民生活の安心・安全の確保および秩序の維持を図る
16	原子力災害時における県外広域避難に関する協定	茨城県東茨城郡大洗町と銚子市・旭市・匝瑳市・香取市・多古町・東庄町	平成30年3月27日	総務課	東海第二原子力発電所から30km圏内(UPZ圏内)に位置する大洗町が避難対象となった場合に、全町民1万8千人を香取・海匝地域4市2町で受入れる指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を大洗町民の避難所として提供する 避難受入市町が県外広域避難の受け入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする
17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人天祐会	令和元年6月28日	健康福祉課	福祉施設内に福祉避難所の開設を要請できる
18	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年12月12日	総務課	町ホームページのキャッシュサイト作成することで、一般の閲覧を可能とする 「Yahoo!防災速報」による自治体からの緊急情報の配信を可能とする
19	大規模災害時における炊き出し等に関する協定	株式会社東洋食品	令和2年1月31日	教育課	被災町民に対する応急的に必要な食事の調理及び提供を要請できる

20	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	株式会社東総コンピューターシステム	令和2年2月10日	総務課	無人航空機による捜索又は救助の協力活動を要請できる
21	災害時等及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会	令和2年6月11日	総務課	感染症の拡大を防ぎ町民生活の安定を回復するための防疫業務を要請できる
22	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	令和2年7月16日	総務課	長期停電の早期復旧及び事前対応並びに停電の未然防止について相互協力する
23	災害時における資機材の優先提供に関する協定	株式会社Y C ホールディングス	令和2年9月1日	総務課	レンタル資機材の優先提供について協力を要請できる
24	災害時における食糧の供給等に関する協定	株式会社千葉うまかつ部屋	令和2年9月1日	総務課	フードトラックによる食料の供給等について協力を要請できる
25	災害発生時における東庄町と銚子郵便局及び東庄町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社銚子郵便局長・東庄郵便局長	令和2年9月3日	総務課	情報の相互提供及び広報活動並びに郵便業務にかかる災害特別事務取扱等について相互に協力する
26	災害情報の放送に関する協定	株式会社ベイエフエム	令和2年9月8日	総務課	災害情報を提供することで放送を要請することができる
27	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	令和2年10月1日	総務課	作業物資、日用品、飲料水等の優先供給について協力を要請できる
28	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和2年11月19日	総務課	移動式宿泊施設等の優先的な提供を要請できる
29	東庄町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	社会福祉法人東庄町社会福祉協議会	令和3年1月17日	総務課	災害ボランティアセンターの運営の協力を要請できる
30	災害時における物資の提供に関する協定	王子コンテナ株式会社霞ヶ浦工場	令和3年3月25日	総務課	段ボールベッド、段ボール間仕切り等製品等の物資の供給について協力を要請できる
31	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	令和3年3月25日	総務課	災害応援支援業務を要請できる
32	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社プリーズ	令和4年2月1日	総務課	福祉施設内に福祉避難所の開設を要請できる

第5編 資料編

33	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合香取支部	令和5年6月12日	総務課	避難所等での理容ボランティアの実施を要請できる
34	災害時における物資供給に関する協定	株式会社タイヨー	令和5年6月27日	総務課	食料、生活必需品等の物資の優先供給を要請できる
35	災害時における防災活動協力に関する協定	千葉県立東庄県民の森（指定管理者 千葉県森林組合連合会）	令和6年4月1日	総務課	避難場所及び災害復旧等における協力用地の提供について協力を要請できる
36	災害時における物資の供給に関する協定	かとり農業協同組合	令和6年5月1日	総務課	食料、燃料等の物資の優先供給について協力を要請できる
37	災害時における仮設トイレ及び廃棄物処理等に必要な資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオと香取市、神崎町、多古町、東庄町、香取広域市町村圏事務組合	令和7年2月14日	総務課	仮設トイレや発電機等の資機材の優先供給を要請できる。

2. 事務関連

2-1 各課の動員計画

震災体制職員動員計画

課 名	災害対策本部設置前		災害対策本部設置後	
	注意配備	警戒配備	第1配備	第2配備
総 務 課	6	13	18	全職員
まちづくり課	7	17	20	
町 民 課	-	8	13	
健 康 福 祉 課	-	8	14	
議 会 事 務 局	-	-	1	
農 業 委 員 会	-	-	1	
出 納 室	-	-	1	
教 育 課	-	8	13	
東 庄 病 院	-	7	17	
合 計	13	61	98	
東 庄 町 消 防 団		5	13	235

風水害時体制職員動員計画

課 名	災害対策本部設置前		災害対策本部設置後	
	注意配備	警戒配備	第1配備	第2配備
総 務 課	2	5	18	全職員
まちづくり課	1	5	20	
町 民 課	-	1	12	
健 康 福 祉 課	-	1	14	
議 会 事 務 局	-	-	1	
農 業 委 員 会	-	-	1	
出 納 室	-	-	1	
教 育 課	-	1	11	
東 庄 病 院	-		6	
合 計	3	13	84	
東 庄 町 消 防 団		5	13	235

2-2 東庄町議会災害対策行動マニュアル

東庄町議会における災害発生時の対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東庄町において地震等の災害が発生したときに、東庄町議会が東庄町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 東庄町議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により町対策本部が設置された場合、これに協力するため、東庄町議会内に東庄町議会災害対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、総務産業常任委員会、文教福祉常任委員会及び議会運営委員会の各委員長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 町対策本部との情報交換及び協力体制の確立に関すること。
- (2) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (3) 本部員への情報伝達に関すること。
- (4) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制をとること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部に報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、町対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月16日から施行する。

大規模地震発生時の行動マニュアル

1 議員の自覚

議員は、大規模地震の発生を覚知した場合、災害状況を把握し、個人の判断に基づき、行動する。

2 初動時の参集及び活動基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「東庄町議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。

なお、東庄町議会災害対策本部が設置された場合は、本部の指示に基づき行動する。

震 度	参 集 基 準
・震度 5 弱	本部 本部長、副本部長及び本部役員は、役場へ参集する。
・震度 5 強以上	本部 本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、役場へ参集する。 (全ての議員は、役場へ参集する。)

3 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、帽子、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできるかぎり携行する。

また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車、バイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

各議員は、被害状況や被災状況の情報収集を行う。

(参考)

◎震度と揺れ等の状況（概要）

震度階級	状 況
・震度 4	ほとんどの人が驚く。座りの悪い置物が、倒れることがある。
・震度 5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
・震度 5 強	物につかまらなないと歩くことが難しい。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。
・震度 6 弱	立っていることが困難になる。耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
・震度 6 強	はわなないと動くことができない。耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
・震度 7	耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

2-3 防災関係機関連絡先

機関名	防災担当課	電話番号
千葉県	防災対策課	<勤務時間内> 043-223-2175 <i>500-7320 (地上系)</i> <i>012-500-7320 (衛星系)</i> <勤務時間外> 043-223-2178 <i>500-7225 (地上系)</i> <i>012-500-7225 (衛星系)</i>
香取地域振興事務所	地域防災課	0478-54-6811 <i>504-721</i>
国土交通省 利根川下流河川事務所	防災対策課	0478-52-6361
(独)水資源機構 利根川河口堰管理所		0478-86-0477
香取土木事務所	調整課	0478-52-5191
銚子地方気象台		ホットライン
香取保健所(香取健康福祉センター)		0748-52-9161 <i>504-741</i>
千葉県警察本部	警備課	043-201-0110
香取警察署	警備課	0478-54-0110
小見川幹部交番	警備課	0478-83-0110
香取広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	0478-52-0119
香取広域市町村圏事務組合消防本部 東庄分署		0478-86-1150
国保東庄病院		0478-86-1177
(公社)千葉県医師会	事務局	043-242-4271
(一社)香取郡市医師会		0478-54-3682
(一社)千葉県歯科医師会	事務局	043-241-6471
香取匝瑳歯科医師会		0478-79-6570
(一社)千葉県薬剤師会	事務局	043-242-3801
香取郡市薬剤師会	サクマ薬局 北口店	0478-52-3886
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531
日本赤十字社 千葉県支部 東庄町分区	健康福祉課	0478-80-3300
東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	
(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	0120-800-000
KDDI(株) 南関東総支社	管理部	045-211-1671
東京電力パワーグリッド(株) 成田支社		0476-55-5139
関東運輸局	総務課	045-211-7204
日本郵便株式会社 東庄郵便局		0478-86-2160

※斜体で書かれた電話番号は、防災電話番号になります。

【自衛隊緊急時の連絡先】

部隊名（駐屯地等名）			連絡責任者		電話番号 () は時間外	県防災 行政無線
			時間内 08:00-17:00	時間外		
県内	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科	駐屯地 当直司令	047-466-2141	632-721 当)632-725
		高射学校 (下志津)	企画監理班	駐屯地 当直司令	043-422-0221	500-9631 当)500-9633
		第1ヘリコプター団(木更津)	第2科	駐屯地 当直司令	0438-23-3411	633-721 当)633-724
		需品学校 (松戸)	企画室	駐屯地 当直司令	047-387-2171	636-721 当)636-723
	海上自衛隊	下総教育航空基地 (下総)	司令部	当直	04-7191-2321	635-721
		第21航空群 (館山)	作戦室	群当直	0470-22-3191	634-723
県外	海上自衛隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	作戦室	第3幕僚室	0468-22-3500	637-721 637-723
	航空自衛隊	入間基地 (入間)	運用課	当直室	04-2953-6131	638-721 638-723

(注) 緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター1機が待機する。

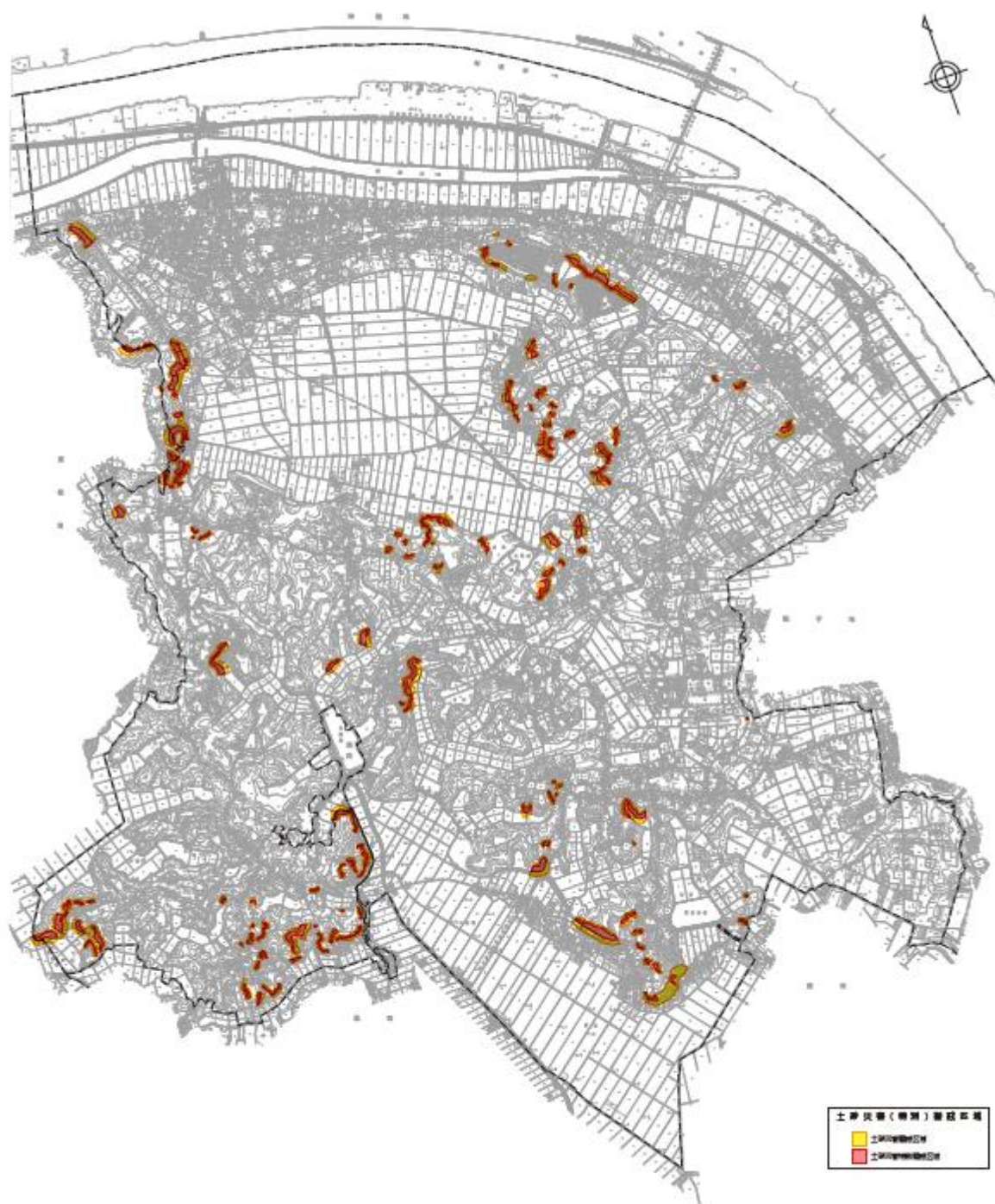
海上自衛隊 第21航空群(千葉県館山市)

3. 災害危険箇所

3-1 急傾斜地崩壊危険区域

No.	地区名	所在地	指定面積 (㎡)	指定年月日	指定番号	告示番号
1	稲荷入	東和田 字稲荷入	8,713.19	平成5年3月16日	305	千第250号
2	舟戸	舟戸	2,471.42	平成11年1月26日	386	千第45号

3-2 土砂災害警戒区域等



3-3 土砂災害警戒区域指定地一覧表

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	稲荷入	稲荷入 1	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
2	稲荷入	稲荷入 2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
3	小南、夏目	八幡 2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
4	舟戸	舟戸 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
5	舟戸	舟戸 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
6	大久保	大久保 2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
7	大久保	大久保 3-1	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
8	大久保	大久保 3-2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
9	大友	大友 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
10	大友	大友 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
11	窪野谷	窪野谷 1	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
12	小南	小南 1	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
13	舟戸	舟戸 2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
14	笹川い	笹川い 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
15	笹川い、香取市岡飯田	笹川い 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
16	青馬	青馬 1	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
17	笹川い	根方 1-1 根方 1-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
18	笹川い	根方 2-1 根方 2-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
19	大久保	大久保 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
20	大久保	大久保 4	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
21	大久保	大久保 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
22	大久保	大久保 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
23	小南	八幡 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
24	平山、香取市岡飯田	平山 1-1 平山 1-2 平山 1-3 平山 1-4 平山 1-5 平山 1-6 平山 1-7	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
25	笹川い	笹川い 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
26	笹川い、香取市岡飯田	笹川い 3-1 笹川い 3-2 笹川い 3-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
27	笹川い	笹川い 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
28	青馬	青馬 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
29	青馬	青馬 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
30	青馬	青馬 4	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
31	青馬	青馬 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
32	東和田	東和田 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
33	東和田	東和田 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
34	東和田	東和田 4	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号

35	東和田	東和田 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
36	東和田	東和田 6-1 東和田 6-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
37	東和田	東和田 7-1 東和田 7-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
38	東和田、香取 市府馬	東和田 13	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
39	神田	神田-1 神田-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
40	舟戸	舟戸 4-1 舟戸 4-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
41	舟戸	舟戸 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
42	舟戸	舟戸 7	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
43	小南	小南 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
44	羽計、谷津	羽計 1	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
45	羽計	羽計 2	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
46	夏目	夏目	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
47	笹川い	新切	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
48	石出	石出 1	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
49	東和田	東和田 3	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
50	羽計	羽計 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
51	羽計	羽計 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
52	平山	平山 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
53	平山	平山 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
54	平山	平山 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
55	青馬	青馬 6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
56	青馬	青馬 9	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
57	谷津	谷津 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
58	谷津、今郡	谷津 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
59	今郡	今郡 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
60	今郡	今郡 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
61	今郡	今郡 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
62	今郡	今郡 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
63	今郡	今郡 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
64	今郡	今郡 6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
65	今郡	今郡 7	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
66	石出	石出 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
67	東今泉	東今泉	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
68	窪野谷	窪野谷 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
69	窪野谷	窪野谷 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
70	東和田	東和田 8	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
71	東和田	東和田 9	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
72	神田	神田 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
73	神田	神田 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
74	神田、舟戸	神田 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
75	舟戸	舟戸 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
76	舟戸	舟戸 10	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号

第5編 資料編

77	大久保	大久保 7	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
78	栗野	栗野 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
79	栗野	栗野 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
80	栗野	栗野 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
81	栗野	栗野 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
82	栗野	栗野 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
83	小南	小南 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
84	小南	小南 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
85	小南	小南 6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
86	小南	小南 7	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
87	小南	小南 8	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
88	小南	小南 9	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
89	小南	小南 11	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
90	笹川い、香取市岡飯田	笹川い 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
91	笹川ろ	笹川ろ	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	特別警戒区域なし
92	羽計、新宿	羽計 5	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
93	羽計	羽計 6	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
94	羽計、笹川ろ	羽計 7	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
95	笹川ろ	笹川ろ 1	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
96	笹川ろ	笹川ろ 2	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
97	笹川ろ	笹川ろ 3	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	特別警戒区域なし
98	青馬	青馬 10	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
99	青馬	青馬 11	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
100	青馬、窪野谷	青馬 12	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
101	青馬	青馬 13	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
102	谷津、羽計	谷津 3	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
103	今郡	今郡 8	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
104	今郡	今郡 9	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
105	高部、青馬	高部 1	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号
106	香取市貝塚、小貝野	貝塚 11	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第 474 号	千第 476 号

※以下のとおり市町またぎがあるため、「土砂災害警戒区域等※の一覧」の「(2) 市町村別（土砂災害警戒区域）」の指定区域数と一致しない場合がある。

※番号 15、24、26、38、90、106 については、香取市にまたがり区域指定されている。

4. 医療、救急関連

4-1 千葉県救急告示医療機関（香取海匠）一覧

令和5年6月7日現在

市町	名 称	所在地	電話番号
香取市	千葉県立佐原病院	香取市佐原イ 2285	0478-54-1231
香取市	香取おみがわ医療センター	香取市南原地新田 438-1	0478-82-3161
多古町	国保多古中央病院	香取郡多古町多古 388-1	0479-76-2211
東庄町	東庄町国民健康保険東庄病院	香取郡東庄町石出 2692-15	0478-86-1177
銚子市	銚子市立病院	銚子市前宿町 597	0479-23-0011
銚子市	医療法人積仁会島田総合病院	銚子市東町 5-3	0479-22-5401
銚子市	医療法人財団みさき会 たむら記念病院	銚子市三崎町 2-2609-1	0479-25-1611
旭市	総合病院国保旭中央病院	旭市旭市イ 1326	0479-63-8111
匝瑳市	国保匝瑳市民病院	匝瑳市八日市場イ 1304	0479-72-1525

4-2 香取郡市内医療機関一覧

市町	名 称	所在地	電話番号
東庄町	岡野医院	香取郡東庄町笹川い 4714-49	0478-86-5757
東庄町	東庄病院	香取郡東庄町石出 2692-15	0478-86-1177
東庄町	ほり医院	香取郡東庄町新宿 1054	0478-86-5315
香取市	あいざわクリニック	香取市佐原イ 2403-1	0478-55-8001
香取市	浅野耳鼻咽喉科医院	香取市北 3-12-13	0478-55-1133
香取市	安住耳鼻咽喉科医院	香取市佐原イ 771	0478-52-2765
香取市	飯島ペインクリニック	香取市佐原イ 573	0478-55-0300
香取市	石井内科医院	香取市佐原イ 1700	0478-55-1414
香取市	石橋医院	香取市小見川 548	0478-82-2203
香取市	イムス佐原リハビリテーション 病院	香取市佐原ロ 2121-1	0478-55-1113
香取市	宇井整形外科	香取市北 3-1-24	0478-52-3131
香取市	小見川診療所	香取市三ノ分目 255-7	0478-82-2588
香取市	小見川あすなろクリニック	香取市野田 280-1	0478-79-5683
香取市	おみがわ内科循環器クリニック	香取市小見川 808-1 新小見川第一ビル 1 階	0478-80-1110
香取市	小見川ひまわりクリニック	香取市分郷 32-1	0478-83-8800
香取市	香取医院	香取市津宮 1295-1	0478-50-5511
香取市	久保田整形外科クリニック	香取市佐原イ 1027-2	0478-52-2377
香取市	亀谷耳鼻咽喉科医院	香取市佐原イ 241-2	0478-52-2352
香取市	木村医院	香取市北 2-4-4	0478-52-2032

第5編 資料編

市町	名 称	所在地	電話番号
香取市	栗源病院	香取市助沢 832-1	0478-70-5121
香取市	越川医院	香取市佐原イ 753	0478-52-5202
香取市	こしかわ眼科	香取市佐原イ 756-14	0478-55-8800
香取市	越川クリニック	香取市北 1-10-3	0478-55-8030
香取市	榊原医院	香取市佐原イ 750	0478-52-2820
香取市	坂本医院	香取市佐原ロ 2028-43	0478-52-3381
香取市	さわら心のクリニック&相談室	香取市玉造 2-10-11	0478-55-9550
香取市	佐原泌尿器クリニック	香取市谷中 671-1	0478-54-3390
香取市	島崎医院	香取市北 3-4-8	0478-55-1221
香取市	鈴木眼科医院	香取市佐原イ 158-2	0478-52-2774
香取市	たもつ内科小児科医院	香取市北 2-14-8	0478-55-8123
香取市	千葉県立佐原病院	香取市佐原イ 2285	0478-54-1231
香取市	東葉クリニック佐原	香取市北 2-14-5	0478-55-8801
香取市	鵜田医院	香取市岩部 1388	0478-75-2008
香取市	中田内科医院	香取市小見川 1051	0478-82-3320
香取市	中村眼科医院	香取市佐原イ 3409	0478-52-4353
香取市	日新眼科	香取市北 3-13-10	0478-50-2500
香取市	日新外科胃腸科	香取市北 3-13-10	0478-54-5977
香取市	根本医院	香取市佐原イ 1693	0478-54-2823
香取市	馬場医院	香取市小見川 1393	0478-82-2730
香取市	布施外科医院	香取市佐原イ 66	0478-52-4580
香取市	本多病院	香取市本郷 772	0478-82-3181
香取市	まきの越川診療所	香取市牧野 2070-2	0478-79-0705
香取市	松浦医院	香取市佐原イ 2907-1	0478-52-2065
香取市	みはま香取クリニック	香取市玉造 2-9-3	0478-52-0011
香取市	宮内医院	香取市府馬 2805	0478-78-2447
香取市	みやうちクリニック	香取市長岡 1304-7	0478-70-8808
香取市	山野病院	香取市佐原イ 3416	0478-55-1225
香取市	AGRIE MED AGREE CLINIC かとり	香取市香取字宝殿下 1219-8	0478-79-0888
神崎町	神崎クリニック	香取郡神崎町神崎本宿 671	0478-72-3117
神崎町	四季の丘クリニック	香取郡神崎町四季の丘 8-11	0478-72-1118
多古町	石橋内科医院	香取郡多古町南中字松原 1439-1	0479-76-2767
多古町	大木内科医院	香取郡多古町多古 2531	0479-76-2904
多古町	さとうメディカルオフィス	香取郡多古町多古 2539	0479-76-2039
多古町	上人塚クリニック	香取郡多古町桧木上塚 260-1	0479-70-7221
多古町	多古中央病院	香取郡多古町多古 388-1	0479-76-2211
多古町	箱崎整形外科医院	香取郡多古町北中 1173-1	0479-76-2058

市町	名 称	所在地	電話番号
多古町	平山眼科医院	香取郡多古町多古 3271	0479-76-2338
多古町	前田医院	香取郡多古町北中 2805-5	0479-76-5977

4-3 香取郡市内薬局一覧

市町	名 称	所在地	電話番号
東庄町	ウエルシア薬局東庄新宿店	香取郡東庄町新宿 1210-1	0478-86-4601
東庄町	ヤックスドラッグ東庄店	香取郡東庄町笹川い 5420-12	0478-86-5330
東庄町	平山薬局	香取郡東庄町笹川い 657	0478-86-0108
香取市	アイリス薬局佐原店	香取市佐原イ 2398-1	0478-55-8771
香取市	あすなろ薬局	香取市南原地新田 426-2	0478-80-0440
香取市	あすなろ薬局香取店	香取市佐原イ 2389-1	0478-52-4976
香取市	アタック 5 佐原店	香取市佐原イ 4187-1	0478-55-2036
香取市	あやめ薬局	香取市北 3-7-12	0478-52-0911
香取市	イシダ薬局ウイル店	香取市小見川 942-1	0478-83-1550
香取市	イシバシ薬局	香取市佐原イ 515	0478-55-1708
香取市	今泉薬局	香取市佐原イ 2594	0478-52-5255
香取市	入船橋薬局	香取市佐原イ 773-15	0478-52-3956
香取市	いろは薬局香取店	香取市長岡 1304-36	0478-79-6727
香取市	ウエルシア薬局香取小見川店	香取市分郷龍生 2-1	0478-83-3788
香取市	ウエルシア薬局 香取小見川 2 号店	香取市小見川 2243-1	0478-80-0646
香取市	ウエルシア薬局香取佐原店	香取市佐原イ 4200-7	0478-50-2020
香取市	ウエルシア薬局香取牧野店	香取市牧野 60-1	0478-54-5652
香取市	エービン香取玉造店	香取市玉造 1-1	0478-50-2711
香取市	オガワ薬局	香取市佐原イ 612	0478-52-2570
香取市	回生堂本店	香取市小見川 291	0478-82-2031
香取市	香取薬店	香取市新市場 1994-1	0478-57-3120
香取市	かとり薬局	香取市津宮 1293-2	0478-79-5522
香取市	共創未来佐原薬局	香取市佐原イ 3307	0478-79-0201
香取市	きらら薬局	香取市小見川 808-1	0478-79-8155
香取市	クスリのアオキ佐原店	香取市佐原イ-3055	0478-79-5575
香取市	クスリのアオキ佐原北店	香取市佐原イ-2117-4	0478-79-7610
香取市	健栄 さわら薬局	香取市佐原イ-765-1	0478-50-1800
香取市	げんき調剤薬局	香取市北 3-7-11	0478-55-8810
香取市	サクマ薬局本店	香取市佐原イ 3393-1	0478-52-3432
香取市	サクマ薬局北口店	香取市北 3-13-19	0478-52-3886
香取市	さくら薬局小見川店	香取市南原地新田 426-5	0478-80-0411

市町	名 称	所在地	電話番号
香取市	さくら薬局香取北店	香取市北 1 丁目 10-5	0478-79-0116
香取市	さくら薬局香取牧野店	香取市牧野 2067	0478-79-0603
香取市	佐原中央薬局東店	香取市佐原イ 2314	0478-55-2525
香取市	サン薬局佐原店	香取市佐原イ 3838	0478-55-9222
香取市	サンメディカルさわら玉造薬局	香取市玉造 2-1-3	0478-79-5573
香取市	すがや薬局	香取市小見川 765-1	0478-82-2181
香取市	セイミヤ薬局佐原店	香取市玉造 2-1-3	0478-55-0306
香取市	ツカモト薬局本店	香取市佐原イ 134	0478-54-1397
香取市	土谷薬局	香取市佐原イ 3353	0478-52-3380
香取市	ツチヤ薬局新宿店	香取市佐原イ 457	0478-52-4598
香取市	ドラッグストアマツモトキヨシ 佐原シティ店	香取市佐原ホ 1236-1	0478-54-1088
香取市	ドラッグストアマツモトキヨシ 小見川店	香取市南原地新田 354	0478-83-7570
香取市	ドラッグストアマツモトキヨシ 佐原北店	香取市北 3-14-8	0478-79-5517
香取市	博進堂薬局	香取市府馬 3004-8	0478-78-2923
香取市	パルム薬局佐原店	香取市北 3-5-5	0478-79-9800
香取市	フジキ薬局アピオ店	香取市分郷 34-2	0478-80-1021
香取市	ヤックスドラッグ小見川店	香取市分郷 233-4	0478-83-3211
香取市	ヤックスドラッグ小見川薬局	香取市小見川 695-1	0478-79-8500
香取市	ヤックスドラッグ薬局佐原店	香取市佐原イ 4196-1	0478-52-5781
香取市	a k 薬局香取店	香取市佐原イ 2907-3	0478-79-8012
神崎町	ヤックスドラッグ薬局神崎店	香取郡神崎町神崎本宿 666	0478-72-1012
神崎町	神崎スマイル薬局	香取郡神崎町神崎本宿 672-4	0478-79-7861
神崎町	ケイズファーム神崎薬局	香取郡神崎町神崎本宿字高崎前 672-4	0478-70-1025
多古町	石井薬局	香取郡多古町十余三字赤池 288-9	0479-75-0153
多古町	一心堂薬局	香取郡多古町多古 1038-1	0479-70-6065
多古町	エービン多古十余三店	香取郡多古町十余三 384-223	0479-75-8081
多古町	クリエイトSD千葉多古町店	香取郡多古町多古 1587-1	0479-76-3124
多古町	郡司薬局	香取郡多古町多古 2776	0479-76-2302
多古町	さわた薬局	香取郡多古町多古 2610	0479-76-2311
多古町	郡司勘兵衛薬局	香取郡多古町多古 2726	0479-76-2228
多古町	多古中央薬局	香取郡多古町多古 437-1	0479-76-4550
多古町	ヤックスドラッグ多古店	香取郡多古町多古 1038-1	0479-79-3110
多古町	ヤックスドラッグ多古台薬局	香取郡多古町多古字多古台 2000-139	0479-74-8955
多古町	ユニスマイル薬局多古町店	香取郡多古町多古字九蔵 490-5	0479-76-5423

5. 避難施設等

5-1 指定緊急避難場所

No.	用途	名称	所在地	管理者	連絡先	面積(㎡)	収容人員	地震	洪水	土砂	津波	耐震
1	学校	東庄中学校	東庄町青馬 1752-1	東庄町教育委員会	0478-86-2311	70,131	28,000	○	○	○	○	○
2	その他	旧神代小学校	東庄町窪野谷 1661	東庄町長	0478-86-1111	13,009	5,200	○	○	○	○	○
3	学校	東庄小学校	東庄町笹川い 4713-2	東庄町教育委員会	0478-86-2311	34,641	13,800	○	○	○	○	○
4	その他	旧橘小学校	東庄町今郡 558	東庄町教育委員会	0478-86-2311	15,388	6,000	○	○	○	○	○
5	その他	旧石出小学校	東庄町石出 1599	東庄町長	0478-86-1111	13,728	5,000	○	○	○	○	○
6	その他	旧東城小学校	東庄町小南 941	東庄町長	0478-86-1111	10,698	4,000	○	○	○	○	○
7	公民館	東庄町公民館	東庄町笹川い 4713-131	東庄町教育委員会	0478-86-2311	7,312	3,000	○	○	○	○	○
8	その他	東庄町児童館	東庄町小南 534	東庄町長	0478-86-1111	2,485	1,000	○	○	○	○	○

5-2 指定避難所

No.	用途	名称	所在地	管理者	連絡先	面積(㎡)	収容人員	地震	洪水	土砂	津波	耐震
1	学校	東庄中学校	東庄町青馬 1752-1	東庄町教育委員会	0478-86-2311	9,924	410	○	○	○	○	○
2	その他	旧神代小学校	東庄町窪野谷 1661	東庄町長	0478-86-1111	3,365	200	○	○	○	○	○
3	学校	東庄小学校	東庄町笹川い 4713-2	東庄町教育委員会	0478-86-2311	5,588	320	○	○	○	○	○
4	その他	旧橘小学校	東庄町今郡 558	東庄町教育委員会	0478-86-2311	4,744	310	○	○	○	○	○
5	その他	旧石出小学校	東庄町石出 1599	東庄町長	0478-86-1111	3,978	300	○	○	○	○	○
6	その他	旧東城小学校	東庄町小南 941	東庄町長	0478-86-1111	3,984	210	○	○	○	○	○
7	公民館	東庄町公民館	東庄町笹川い 4713-131	東庄町教育委員会	0478-86-1221	3,062	110	○	○	○	○	○
8	その他	東庄町保健福祉 総合センター	東庄町石出 2692-4	東庄町長	0478-80-3300	1,557	40	○	○	○	○	○
9	その他	東庄ふれあい センター	東庄町小南 3430	東庄町長	0478-87-1116	980	75	○	○	○	○	○
10	その他	東庄町ふれあい 公園	東庄町舟戸 526-1	東庄町長	0478-86-1111	232	30	○	○	○	○	○
11	その他	東庄町児童館	東庄町小南 534	東庄町長	0478-86-1111	321	35	○	○	○	○	○

5-3 福祉避難所

No.	用途	名称	所在地	管理者	連絡先
1	その他	東庄町保健福祉総合センター	東庄町石出 2692-4	東庄町長	0478-80-3300

5-4 二次避難所

No.	用途	名称	所在地	管理者	連絡先	面積(㎡)	収容人員	地震	洪水	土砂	津波	耐震
1	集会所	大久保青年館	東庄町大久保481	大久保区長		159	50	△	○	×	○	△
2	集会所	舟戸青年館	東庄町舟戸722	舟戸区長		129	40	△	○	×	○	△
3	集会所	東和田青年館	東庄町東和田261	東和田区長		139	40	△	○	×	○	△
4	集会所	神田公民館	東庄町神田247	神田区長		91	30	△	○	×	○	△
5	集会所	稲荷入公民館	東庄町神田461-2	稲荷入区長		119	40	△	○	×	○	△
6	集会所	小貝野公民館	東庄町小貝野53-1	小貝野区長		75	20	△	○	○	○	△
7	集会所	本郷区公民館	東庄町窪野谷73	本郷区長		134	40	△	○	○	○	△
8	集会所	八木山ミーティングホール	東庄町窪野谷628-1	八木山区長		81	20	△	○	○	○	△
9	集会所	高部公民館	東庄町高部90-1	高部区長		90	30	△	○	○	○	△
10	集会所	平山青年館	東庄町平山254	平山区長		133	40	△	○	○	○	△
11	集会所	大友公民館	東庄町大友81-1	大友区長		86	20	△	○	×	○	△
12	集会所	平台公民館	東庄町窪野谷1387	平台区長		50	10	△	○	○	○	△
13	集会所	根方公民館	東庄町笹川い971-2	根方区長		167	50	○	○	○	○	○
14	集会所	仲内公民館	東庄町笹川い2106-3	仲内区長		99	30	△	×	○	○	△
15	集会所	大木戸区集会所	東庄町笹川い681-5	大木戸区長		201	60	○	×	○	○	○
16	集会所	大上公民館	東庄町笹川い551-3	大上組長		75	20	△	×	○	○	△
17	集会所	新町青年館	東庄町笹川い562	新町組長		79	20	△	○	○	○	△
18	集会所	東町青年館	東庄町笹川い4713-33	東町組長		82	20	○	○	○	○	○
19	集会所	宿浜区協同館	東庄町笹川い594-3	宿浜区長		170	50	○	×	○	○	○
20	集会所	新田青年館	東庄町笹川い1950	新田区長		97	30	△	×	○	○	△
21	集会所	菰敷青年館	東庄町笹川い4713-3	菰敷区長		131	40	△	×	○	○	△
22	集会所	鹿野戸区集会所	東庄町笹川ろ1015-2	鹿野戸区長		148	50	△	○	○	○	△
23	集会所	新宿青年館	東庄町新宿1278	新宿区長		142	40	△	○	○	○	△
24	集会所	新宿区民館	東庄町新宿194-1	新宿区長		296	100	○	○	○	○	○
25	集会所	石出区民館	東庄町石出1987-1	石出区長		273	90	△	○	○	○	△

No.	用途	名称	所在地	管理者	連絡先	面積 (㎡)	収容人員	地震	洪水	土砂	津波	耐震
26	集会所	今郡青年館	東庄町今郡494	今郡区長		67	20	△	○	×	○	△
27	集会所	谷津青年館	東庄町谷津283	谷津区長		66	20	△	○	×	○	△
28	集会所	羽計青年館	東庄町羽計1610	羽計区長		90	30	△	○	×	○	△
29	集会所	宮本公民館	東庄町宮本403-2	宮本区長		112	30	△	○	○	○	△
30	集会所	青馬青年館	東庄町青馬2123	青馬区長		104	30	△	○	○	○	△
31	集会所	新田組集会所	東庄町青馬1703-2	新田組		74	20	△	○	×	○	△
32	集会所	小座区民館	東庄町小座331	小座区長		115	30	△	○	○	○	△
33	集会所	栗野山方青年館	東庄町栗野1447	栗野区長		86	20	△	○	○	○	△
34	集会所	栗野公民館集会所	東庄町栗野1002	栗野区長		134	40	△	○	○	○	△
35	集会所	御上公民館	東庄町小南29-2	御上公民館長		99	30	△	○	○	○	△
36	集会所	仲宿公民館	東庄町小南1006	仲宿委員		104	30	△	○	○	○	△
37	集会所	北宿青年館	東庄町小南1175-2	北宿委員		130	40	△	○	○	○	△
38	集会所	下宿公民館	東庄町小南1978	下宿委員		157	50	△	○	○	○	△
39	集会所	八重穂公民館	東庄町八重穂417	八重穂区長		39	10	△	○	○	○	△
40	集会所	西青年館	東庄町小南368	夏目西委員		85	20	△	○	○	○	△
41	集会所	八幡町公民館	東庄町夏目1546	夏目八幡委員		59	20	△	○	○	○	△
42	集会所	船場公民館	東庄町小南448	夏目船場委員		72	20	△	○	×	○	△
43	集会所	東替地公民館	東庄町小南1485	夏目東替地委員 替地区長		101	30	△	○	○	○	△
44	集会所	羽計台青年館	東庄町羽計2424-190	羽計台区長		130	40	△	○	○	○	△
45	集会所	竜神台青年館	東庄町笹川ろ324-100	竜神台区長		150	50	△	○	○	○	△

5-5 災害時用公衆電話（特設公衆電話）

	施 設 名	住 所	設置回線数
1	東庄中学校	東庄町青馬 1752-1	2
2	旧神代小学校	東庄町窪野谷 1661	2
3	東庄小学校	東庄町笹川い 4713-2	2
4	旧橘小学校	東庄町今郡 558	2
5	旧石出小学校	東庄町石出 1599	2
6	旧東城小学校	東庄町小南 941	2
7	東庄町公民館	東庄町笹川い 4713-131	2
8	東庄町保健福祉総合センター	東庄町小南 534	2

5-6 救援物資（一般）一時保管候補施設

	施 設 名	住 所	電 話
1	東庄町民体育館	東庄町笹川い 4713-35	0478-86-2311
2	東庄ふれあいセンター	東庄町小南 3430	0478-87-1116

5-7 救援物資（医療）一時保管候補施設

	施 設 名	住 所	電 話
1	保健福祉総合センター	東庄町石出 2692-4	0478-80-3300

5-8 遺体安置施設

	施 設 名	住 所
1	東庄町公民館 神代分館	東庄町窪野谷 1654
2	旧東城幼稚園	東庄町小南 108
3	旧橘幼稚園	東庄町今郡 555
4	東庄町スポーツ広場弓道場	東庄町笹川ろ 763-1

6. 輸送関連

6-1 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

		離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防署 から	避難所との 競合
			地名・地番	座標		巾×長さ (m)	区分		
25	東 庄 町	1 東庄中学校 (グラウンド)	青馬 1752-1	N : 35. 812920	町教育委員会	220×120	大	1000m	指定避難所と 隣接、同一敷地
				E : 140. 669750					
		2 旧神代小学校 (グラウンド)	窪野谷 1661	N : 35. 805190	東庄町	100×100	大	4900m	指定避難所と 隣接、同一敷地
				E : 140. 645310					
		3 東庄小学校 (グラウンド)	笹川い 4713-2	N : 35. 837200	町教育委員会	150×100	大	4500m	指定避難所と 隣接、同一敷地
				E : 140. 666510					
		4 旧橋小学校 (グラウンド)	今郡 558	N : 35. 817830	町教育委員会	90×60	中	2800m	指定避難所と 隣接、同一敷地
				E : 140. 690140					
		5 旧石出小学校 (グラウンド)	石出 1599	E : 35. 819350	東庄町	60×40	小	3700m	指定避難所と 隣接、同一敷地
				N : 140. 703950					
		6 旧東城小学校 (グラウンド)	小南 941	N : 35. 791690	東庄町	70×50	中	1900m	指定避難所と 隣接、同一敷地
				E : 140. 676010					
		7 宮野台運動公園 (野球場)	宮野台 1-48	N : 35. 800081	町教育委員会	80×80	中	1500m	なし
				E : 140. 683079					
		8 東城グラウンド	小南 2905-1	N : 35. 791877	町教育委員会	85×85	中	2900m	なし
				E : 140. 689125					

7. 条例

7-1 防災会議条例

東庄町防災会議条例

昭和38年1月5日

条例第146号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、東庄町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。また、防災会議は水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づく水防協議会を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東庄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関する事項の調査審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
- (5) 東庄町教育委員会教育長
- (6) 香取広域市町村圏事務組合消防本部消防長
- (7) 東庄町消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める関係機関のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、町長が任命し、又は指名した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第6号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東庄町水防協議会条例の廃止)

2 東庄町水防協議会条例(昭和59年東庄町条例第13号)は、廃止する。

附 則(平成21年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日において、委員であった者のうち、改正後の東庄町防災会議条例(以下「新条例」という。)第3条第5項第1号から第8号に該当する者は、同項各号に掲げる規定による委員とみなす。

3 新条例第3条第5項第8号及び第9号の規定により、新たに委員となる者の最初の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年12月24日までとする。

附 則(平成26年条例第18号)

7-2 災害対策本部条例

東庄町災害対策本部条例

昭和38年1月5日

条例第147号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、東庄町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

8. その他

8-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和6年7月9日施行

(災害救助法施行令(令和6年8月1日内閣府告示第102号)より抜粋)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	＜基本額＞ 避難所設置費 1人1日当たり 350 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整する。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	＜基本額＞ 避難所設置費 1人1日当たり 350 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型仮設住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等、一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

第5編 資料編

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,330 円以内		災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
		全焼	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		流失							
半壊	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800		
半焼	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
床上浸水									
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上				
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 51,500 円以内		災害発生の日から10日以内					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 準半壊以外 717,000 円以内 準半壊 348,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。 生業費 1 件当たり 30,000 円 就職支度費 1 件当たり 150,000 円	貸与期間 2 年以内 利子 無利子 災害発生の日から1月以内に完了	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200 円 中学校生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	災害発生の日から(教科書) 1 か月以内(文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 226,100 円以内 小人(12歳未満) 180,800 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,600 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,700 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

第5編 資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 平均 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第 2 条から第 13 条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第 14 条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合算額に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四		

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8-2 被害状況判定基準

人的被害の報告にあっては、地元の警察署と災害による被害であるか否か、氏名、住所、死亡原因、負傷程度等について十分協議のうえ報告すること。

(災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和6年5月)参考)

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。 又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行先不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し町調査と警察調査が一致すること。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照
	重傷者	災害のために負傷し、1ヶ月以上の医師の治療を受け・又は受ける必要の被あるもの。 (1) 負傷の程度の判断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照
	軽傷者	災害のために負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の判断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は、社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの。)を被問わず、全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	住家全壊(全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

被害区分		判定基準
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳・建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非住家被害	非住家	(1) 非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 (2) これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。 (3) 公共物とは、役所庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。 (4) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (5) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (6) 被害の算出は、住家に準じる。
農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂農地にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。

被害区分		判定基準
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 （１）浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （２）倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （３）被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	（１）頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、協同作業場、種苗施設、家畜繁殖施設、放牧場、家畜診療施設、及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果物は除く。）、草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第 25 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・けがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。

被害区分		判定基準
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （１）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （２）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。
	治山施設	既設の治山施設をいう。
	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（作業路を含む）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教施設被害		公立の小中高校の他幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館等の施設。
社会福祉施設等被害		老人福祉施設等をいう。
その他	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

東庄町地域防災計画

資料編

発 行 令和7年3月

編 集 東庄町役場 総務課

〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131

TEL 0478-86-6082

東庄町ホームページ <https://www.town.tohnosho.chiba.jp/>